

廃炉発官R7第163号
令和8年1月29日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書の
取り下げについて

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき、令和3年1月7日付け廃炉発官R2第232号をもって申請し、令和3年4月15日付け廃炉発官R3第17号をもって一部補正しました「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可申請書につきまして、下記の理由により取り下げるここといたします。

記

取り下げる理由

申請した当時から設計が大きく変更となっていることから、申請の取り下げを実施する。

以上